

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことによる

国民健康保険料 介護保険料 の 減 免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等、一定の基準を満たす方は、申請することで国民健康保険料・介護保険料が減免される場合があります。
手続きの方法や必要書類等の詳細は、電話でお問い合わせいただくか、荒川区ホームページをご覧ください。

問合せ

▶国民健康保険料

………国保年金課国保資格係（区役所1階） ☎内線2374

▶介護保険料

………介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎内線2443

国民健康保険料	介護保険料
対 象	対 象
次のいずれかに該当する場合 ①新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯 ▶事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である ▶前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定するほかの所得と区別して計算される所得の金額が1000万円以下である ▶減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である	次のいずれかに該当する場合 ①新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の65歳以上の方（介護保険第一号被保険者） ②新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯の65歳以上の方（介護保険第一号被保険者） ▶事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である ▶減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
対象保険料 令和4年4月1日～令和5年3月31日に納期限を迎える保険料	申請期間 7月11日(月)～令和5年3月16日(木)（消印有効）

国民健康保険・国民年金のお知らせ

国民健康保険

医療費が高額になったときは

●高額療養費の申請を
同じ人が、同じ月内に支払った医療費の一部負担金のうち、自己負担限度額を超えた金額を高額療養費として支給します。
支給該当者（世帯主）には診療月の3か月目以降に申請書を送付するので、申請してください。
また、適用区分により、同じ人が外来受診で1年間に支払った医療費の一部負担金のうち、年間上限額を超えた金額についても高額療養費として申請書を送付します。

申請に必要なもの 送付した申請書
※医療機関等の領収書が必要な場合があります

●高額な医療費の負担を軽減します
「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すると、保険診療分の一部負担金の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」の交付には申請が必要です。
現在、限度額適用認定証を持っている方の有効期限は、7月31日(日)までです。引き続き必要な方は、7月5日(火)以降に更新の手続きを行ってください。

申請に必要なもの 国民健康保険証、本人確認書類（別世帯の方が申請する場合は委任状または誓約書が必要）
※国民健康保険料の未納があると交付できません
※高齢受給者証を持っている方は、適用区分により、「限度額適用認定証」が不要場合があります
※認定証の発効期日は申請月の初日です
※非課税世帯の方は入院日数が直近1年のうち90日を超える場合、適用区分により食費がさらに軽減される場合があります。入院日数が確認できるもの（領収書等）を持参してください
※世帯の中に住民税の未申告者がいる方は最上位の適用区分となります
※税申告の時期により適用区分が未反映場合があります

国民年金

令和4年度分の国民年金保険料の免除申請の受け付けが始まります

国民年金保険料の納付が困難なとき、申請を行って承認されると、保険料の支払いが免除される制度があります。
7月1日(金)から、令和4年度分（7月分～令和5年6月分）の全額免除制度・一部免除制度、納付猶予制度の申請を受け付けます。

免除の対象となる方には、前年所得が基準額以下である場合等の条件があります。詳細は、お問い合わせください。
※新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少で国民年金保険料の納付が困難な方は、臨時特例による免除申請が可能な場合があります